

山LP協第 5 号  
令和5年 4月 6日

会 員 各 位

(一社) 山口県LPガス協会  
会長 床 西 悟 (印略)

令和5年度山口県液化石油ガス販売事業者等保安指導方針について

平素から、当協会の事業に格別のご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。  
さて、このことについて、山口県総務部長から別添のとおり通知がありました。  
重点指導事項は「法令遵守の徹底」「事故防止対策の徹底」及び「容器の転倒・流出防止対策の徹底」の3点となっています。

協会としては、今年度で3年目を迎える「LPガス安心サポート推進運動」にも取り込み、保安委員会を中心に協会全体で取り組んでまいります。

また、現在、全国LPガス協会が実施中の「安全機器普及状況等調査」において、新しく「容器流出防止地域への対応」が調査項目とされており、その進捗状況等を踏まえ、容器の転倒・流出防止対策の期限内実施に繋げていきたいと考えています。

貴事業所におかれては、引き続きこの保安指導方針に基づき、保安対策の徹底を図られるとともに、協会の取組にご協力をよろしくお願い申し上げます。

一般社団法人山口県LPガス協会事務局  
TEL.083-925-6361/FAX.083-923-8366  
e-mail: info@y-lpgas.jp

令5消防保安第106号  
令和5年(2023年)4月5日

一般社団法人 山口県LPガス協会  
会長 床西 悟 様

山口県総務部長

令和5年度山口県液化石油ガス販売事業者等保安指導方針について

液化石油ガス保安行政の推進については、平素から格別の御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本年度の標記保安指導方針を別添のとおり策定しましたので、貴協会員に対し周知徹底していただくようよろしくお願いいたします。

なお、貴協会各支部長には、4月14日(金)に開催される貴協会主催の理事会において説明することとしています。

消 防 保 安 課 産 業 保 安 班 担 当 : 有 田 、 馬 場 TEL : 083-933-2374 FAX : 083-933-2408
---

# 令和5年度 山口県液化石油ガス販売事業者等保安指導方針

令和5年4月  
山口県総務部消防保安課

## 1 方針策定の背景

令和4年度の県の立入保安指導において、定期供給設備点検・消費設備調査等の保安業務の不適切な実施や保安教育の未実施といった法令違反が一部の事業者で確認されており、事業遂行の前提である法令の確実な遵守が徹底されていない状況にある。

また、昨年(令和4年)の全国のLPガス事故の発生件数は、261件と前年(令和3年)に比べ増加し、本県においては、令和3年に引続き負傷者を伴う事故が1件発生し、大変憂慮すべき状況にある。

令和3年4月には、2030年における死亡事故ゼロ(傷害事故25件未満)を目標(指標)にした国の「液化石油ガス安全高度化計画2030」が公表され、新たに自然災害対策(容器の転倒・流出防止対策)等が盛り込まれた。

### ※平成25年以降のLPガス事故発生状況

年		H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4
全 国	事故計	210	187	182	140	195	212	203	198	220	261
	死傷者数	55	77	62	52	50	47	32	30	21	24
山 口 県	事故計	4	4	3	1	1	6	4	0	7	2
	(他工事事故)	(2)	(2)	(1)	(1)	(1)	(3)	(1)	(0)	(5)	(0)
	負傷者数	1	1	1	0	0	0	0	0	1	1

## 2 重点指導事項

昨年度の県の保安指導方針をベースとし、これまでの事故状況や国の方針等を踏まえ、次に掲げる3項目を重点指導事項とする。

- 1 法令遵守の徹底
- 2 事故防止対策の徹底
- 3 容器の転倒・流出防止対策の徹底

## 1 法令遵守の徹底

- 定期点検・調査の確実な実施のため、前回実施した定期点検・調査の実施年月日、一般消費者等の氏名の一覧表等により、実施漏れ等を常にチェックし、法定期限内の実施に努めること。また、訪問時に不在が続く一般消費者等に対しては、事前連絡、日程調整、曜日時間帯の変更等により訪問時に不在である確率を減らすよう努めること。

### 立入保安指導事項

- ◎定期点検・調査の確実な実施  
(定期点検・調査の一覧表等により、漏れなく確実に実施のこと)

## 2 事故防止対策の徹底

- LPガス事業者以外の者が行う建設工事等に伴い、ガスパイプを損傷するなどの事故を防止するため、LPガス販売事業者は法定の周知や点検・調査以上の頻度での一般消費者等との接点を増やし、LPガス事業者以外の者が行う建設工事等の前には確実に連絡を取り合える一般消費者等との信頼関係を構築するように努めること。
- 一般消費者等が正しいLPガスや関連機器の取扱方法を理解し、実行できるよう周知活動等により保安意識の向上を図り、また、安全な消費機器の普及やガス警報器の設置の促進を図ることにより、一般消費者等に起因した事故の防止に努めること。

### 立入保安指導事項

- ◎一般消費者等に起因した事故の防止  
(一般消費者等との信頼関係構築や、工夫した周知活動等の実施)

## 3 容器の転倒・流出防止対策の徹底

- 東日本大震災の教訓から、国が「LPガス災害対策マニュアル」を作成し、災害発生時における保安確保の取組について例示基準が改正された。具体的には、1 m以上の浸水が想定される地域での容器二重掛け等の容器の固定などが必要である。既存設備の対策期限は令和6年6月1日までであるが、海岸や河川周辺には相当数の設備が想定されるため、計画的な対策が必要となる。  
については、早期に浸水想定区域を抽出し、例示基準の他「LPガス災害対策マニュアル」、「LPガス設備設置基準及び取扱要領」等で推奨される設置方法の徹底を図ること。

### 立入保安指導事項

- ◎浸水想定区域の抽出、設備改造等の進捗状況を確認